

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和6年7月15日 18時30分ごろ～19時20分ごろの間）（医師による死亡認定時刻：7月15日 22時53分）
発生場所	不明（香川県高松市女木島南方沖）
事故の概要	漁船恵比須丸は、揚網作業中、船長がネットローラーに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和6年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 恵比須丸、4.9トン KA3-18519（漁船登録番号）、個人所有 12.02m(Lr)×3.23m×1.24m、FRP ディーゼル機関、15馬力（漁船法馬力数）、昭和50年7月17日
乗組員等に関する情報	船長 77歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月16日 免許証交付日 令和元年8月5日 （令和6年8月30日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、底引き網漁を行う目的で、令和6年7月15日04時45分ごろ高松市高松漁港で給油を行った後に出港した。 僚船の船長（以下「船長A」という。）は、18時00分ごろ底引き網漁の目的で高松漁港を出港した後、18時30分ごろ女木島南方沖でえい網中の本船を見て、その後も同島南南西方沖で揚網中の本船を見たが、船長の姿は見えなかった。 船長Aは、船長はふだん暗くなれば早めに灯火を点灯させていた

が、このときは灯火を点灯していなかったため不審に思ったものの、自船は底引き網をえい網中であつたため、19時20分ごろ別の僚船の船長（以下「船長B」という。）に本船の様子を見に行ってくれるように依頼した。

船長Bは、僚船の船長（以下「船長C」という。）と共に高松漁港を出港し、女木島南方沖を微速前進で西進中の本船に乗り移り、停止したネットローラーに巻き込まれていた船長を発見したが、ネットローラーの操作等が分からなかったため、船長Aを呼んだ。

船長Aは、本船に乗り込み、船長B及び船長Cらと共に包丁で網を切るなどして、まだ意識があつた船長を救出しようとしたが、網がきつく締め込まれていたため、船長を救出することができなかった。

船長Cは、自身の家族に電話して漁業協同組合や海上保安庁に通報するように依頼した。

本船は、海上保安官が来援した後、来援した所属漁協の組合員が操船して高松漁港に帰港した。

船長は、高松漁港で消防署のレスキュー隊員によりネットローラーから救助された後、高松市内の病院に搬送され、22時53分ごろ医師により死亡が確認され、死因は胸部圧迫による窒息と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 本船の船尾甲板 参照）

その他の事項

本船の漁具は、直径約15mm長さ約200mの鋼製ワイヤに、直径約30mm長さ30mの^{またづな}股網、股網に網の入口を広げる直径約15cm長さ約20mのFRP製の張り棒を取り付け、直径約120mm長さ約2.7mの分銅、直径約60mm長さ4.5mの太網に網を^{つな}繋ぎ、長さ約24mのナイロン製の網が取り付けられていた。（図1参照）

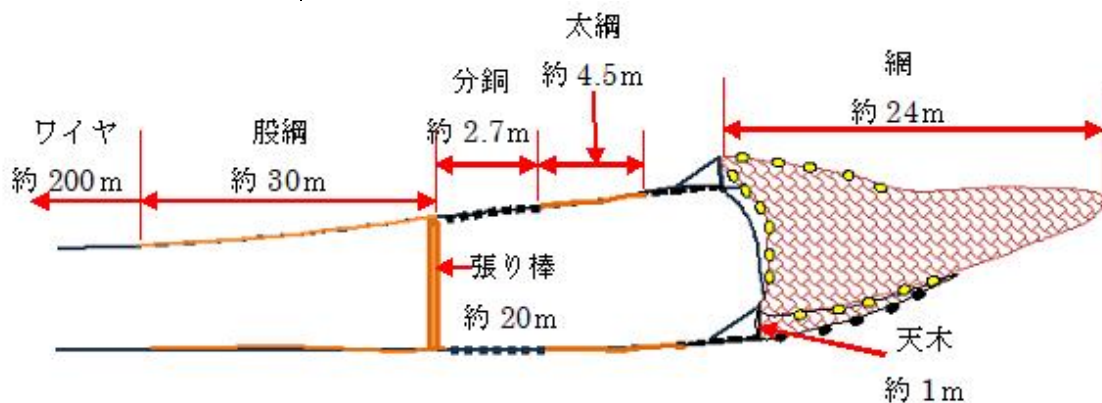


図1 本船の漁具

本船のネットローラーは、幅が約130cmあり、回転部が中央で二つに分かれ、それぞれ独立して回転することができ、後部甲板左舷側に電源スイッチ、ブレーキペダル、クラッチレバー及びローラー回転

速力調整レバーが取り付けられていた。なお、電源スイッチは、船尾側にも1箇所設置されていた。(図2参照)

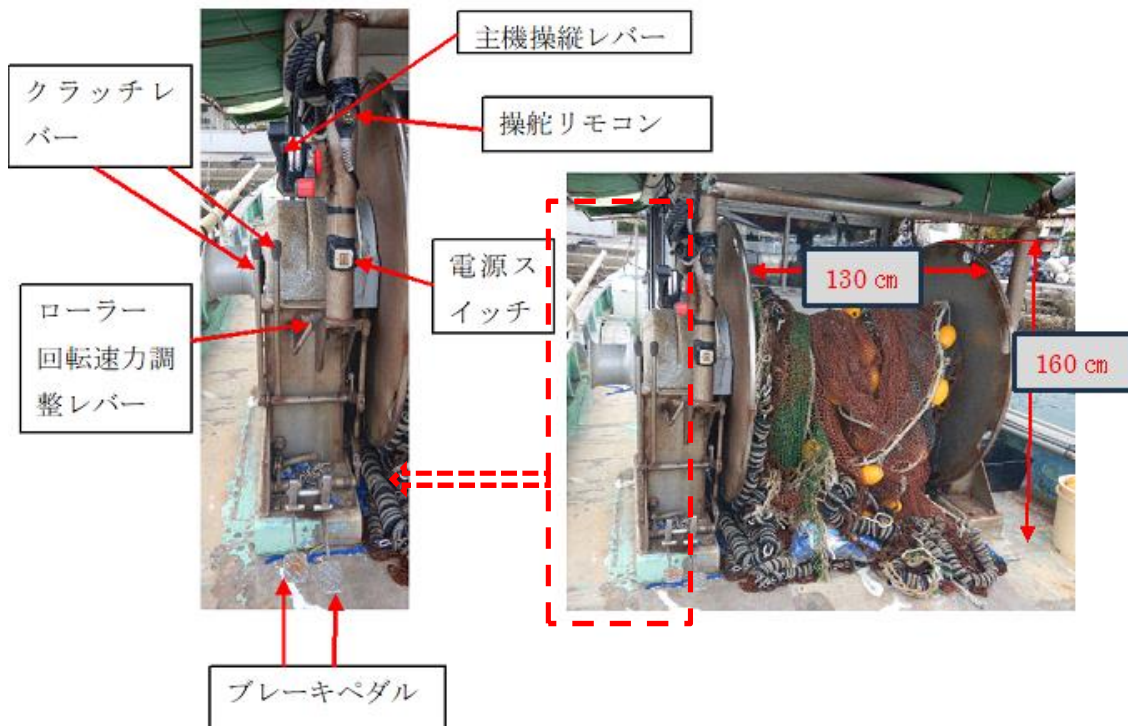


図2 本船のネットローラー

船長は、日頃、麻のシャツに、胸まであるカップ、ゴム製の手袋、長靴を着用していたが、救命胴衣は着用していなかった。

船長は、歩行等に支障はなかった。

本船の揚網作業の手順は、ネットローラーを駆動してワイヤ及び股網を巻き取っていき、張り棒付近まで巻き上がったところで、一旦ネットローラーを停止して張り棒を外した後、再度ネットローラーを駆動して網の上部まで甲板上に引き揚げ、網の上部を檣で吊り上げて網の下部を開放して漁獲物を取り出していた。

船長Aは、本船を見たとき、張り棒が外された状態であったので、網を船尾付近まで引き揚げ、一旦ネットローラーを停止して張り棒を外した後、網の両端に取り付けられた引き上げ用の綱と綱の間に入って何か作業をしていた際、再度ネットローラーを駆動させて漁具と共に船長の体がネットローラーに巻き込まれたと思った。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

あり
なし
なし

船長の死因は、胸部圧迫による窒息であった。

船長は、本船の底引き網の張り棒が外された状態であったことから、網を船尾付近まで引き揚げ、一旦ネットローラーを停止し、張り

	<p>棒を外した後、網の両端に取り付けられた引揚げ用の網と網の間に入って作業中、ネットローラーを駆動させてネットローラーに漁具と共に体が巻き込まれた可能性が考えられる。</p> <p>船長は、女木島南方沖において、底引き網の揚網作業中にネットローラーに体が巻き込まれたものと考えられるが、目撃者がおらず、客観的情報も十分に得られなかったことから、巻き込まれるに至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、女木島南方沖において、底引き網の揚網作業中、船長がネットローラーに体が巻き込まれたことにより発生したものと考えられるが、目撃者がおらず、客観的情報も十分に得られなかったため、巻き込まれるに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、揚網中に船尾甲板上で、網の両端に取り付けられた引揚げ用の網と網の間に入って作業を行う際は、漁具と共に体が巻き込まれないよう、ネットローラーを完全に停止してから行うこと。

付図1 事故発生場所概略図



- ① 船長Aが最初に見た、えい網中の本船の位置
- ② 船長Aが見た、揚網中の本船の位置

写真1 本船



写真2 本船の船尾甲板



ネットローラー